

令和4年度事業計画

司法書士制度は今年150年を迎える。明治維新後の法治国家形成と歳入安定といった時代の要請によって誕生した司法書士制度であった。先人たちの不断の努力によってえた実績と信頼により業務の形を進化拡大させながら現在の我々に受け継いでいる。司法書士法第1条使命規定は「司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と宣言する。我々も社会の変化と時代の要請に応えよりよい社会を実現する一端を担う覚悟を持って邁進したい。

民法改正等により相続登記が義務化される。施行前に開始した相続にも義務化は適用されるため、市民への周知が必要であるとともに本会と会員の双方に受け入れ体制整備が必要である。広報活動と相談体制の整備には特に力を入れて展開していく所存である。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から11年が経過し、相談件数の減少傾向も見られるが、復興に取り残される社会的弱者、原子力損害の賠償から漏れている被災者に対する情報提供と相談等支援活動の重要性は継続している。

コロナ禍で各種経済活動が自粛されるなか、生活困窮者の増加傾向が顕れてきた。生活困窮者を法的に支援する準備が必要である。市民への広報と会員への情報提供に務めなければならない。

コロナ禍での研修事業の取り組み方も要領をえてきた。昨年提供した研修の質量は相当のものであると自負している。会員へのWeb研修受講の促しと、サテライト会場など各地で小規模な集合研修を実施することにも取り組んでいく。

本会の歩みと社会情勢の変化とを有機的に記録化して「福島県司法書士会史」を編纂するため設置した会史編纂室では名誉会長を中心に執筆編集活動をしていただく。平成4年に長沢藤吉名誉会長が自費出版された「福島県司法書士史」発行以来約三十年が経過しており、平成時代の本会の歴史的資料の散逸防止の観点からも会史編纂室において作業を進めていただきたい。

総務部・経理部・事務局体制について、事務局職員は新人が多いが奮闘している。執行部と総務委員会とともに事務局を支えていく所存である。事務処理の近代化・合理化・省力化のため改善にも力を注ぎたい。

以下、各部所管の事業計画を示す。